

生活福祉資金特例貸付のご案内



(緊急小口資金・総合支援資金)

一時的に必要な生活費をお貸しします。

休業された方向け（緊急小口資金）

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※生活保護世帯は対象外
- 貸付限度額 20万円以内
 - ※本資金の貸付は、10万円単位とする
 - ※従来の取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき
 - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - カ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
- 償還開始 令和4年3月末以降になります
- 償還期限 償還開始から2年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・保証人不要

失業等された方向け（総合支援資金）

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※生活保護世帯は対象外
- 貸付限度額 (1) 世帯人数2人以上：月20万円以内
(2) 単身世帯：月15万円以内
 - ※貸付期間は原則3か月以内（1か月単位の分割交付）
- 償還開始 令和4年3月末以降になります
- 償還期限 償還開始から10年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・保証人不要

※その他、詳細内容についてはお問い合わせください。